

(仮) 第 6 次豊田市障がい者ライフサポートプラン（骨子案）

豊田市障がい者ライフサポートプランとは

位置づけ

- 法律により策定が義務づけられている「障がい者計画」、「障がい福祉計画」、「障がい児福祉計画」を一体的に策定。

障がい者計画	障害者基本法に基づき、国の障害者基本計画や愛知県の障害者計画を踏まえ、豊田市における障がい者に関する施策の方向性等を示す計画
障がい福祉計画	障害者総合支援法に基づき、国が示す「基本指針」を踏まえ、豊田市における障がい福祉サービス等の利用見込量とその提供体制等を示す計画
障がい児福祉計画	児童福祉法に基づき、国が示す「基本指針」を踏まえ、豊田市における障がい児通所支援等の利用見込量とその提供体制等を示す計画

- 豊田市の最上位計画である「総合計画」や福祉に関する基盤計画である「地域福祉計画・地域福祉活動計画」を踏まえるとともに、障がい者施策に関連する各種計画（高齢者保健福祉計画、こども・若者計画等）との整合を図りつつ、策定。

対象者

- このプランにおける障がい者は、障害者基本法、障害者総合支援法、児童福祉法の規定を踏まえ、以下のとおり定義。

障がい者	身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）、難病等その他の心身機能の障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある者 ※したがって、重症心身障がい者や医療的ケアが必要な者、強度行動障がい者、高次脳機能障がい者も対象となる
障がい児	障がい者のうち 18 歳未満である者

- このプランのうち「障がい者計画」については、福祉のみならず、保健・医療、防災・防犯、教育、雇用・就労、文化・スポーツなど、まちづくり全般に関わるため、豊田市民すべてを対象。

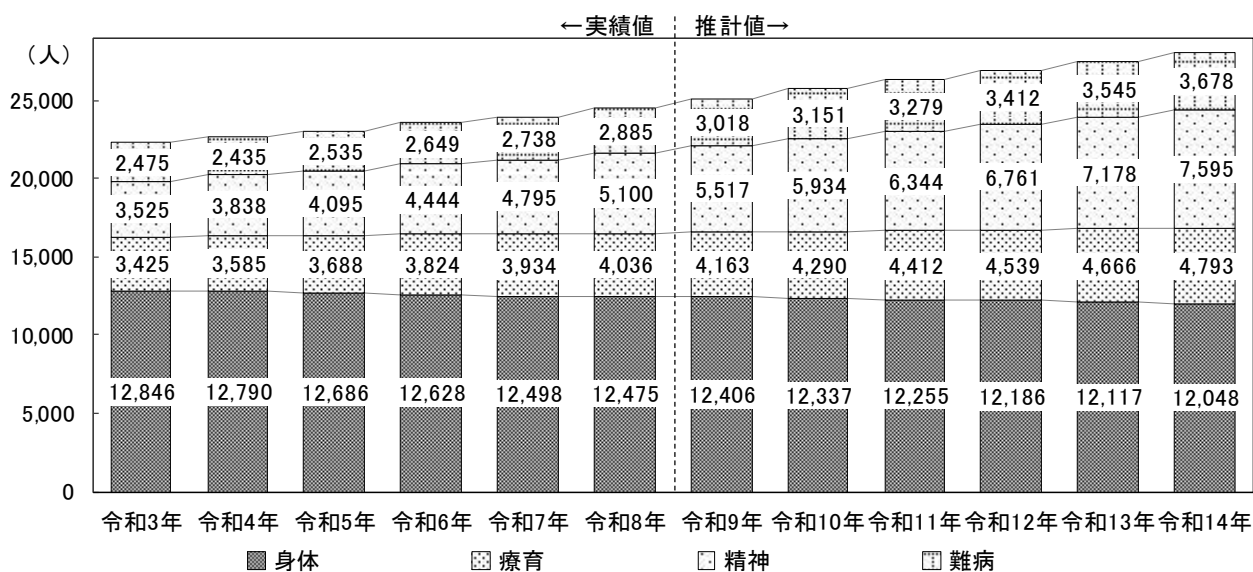
期 間

- このプランの期間は6年間（第6次プランは令和9年度～令和14年度）。
- 「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」は、国の「基本指針」を踏まえて3年ごとに策定することとし、これに合わせ、必要に応じて、「障がい者計画」を見直す。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
国	障害者基本計画（第4次）	障害者基本計画（第5次）										
	あいち障害者福祉プラン（第4期障害者計画）						あいち障害者福祉プラン（第5期障害者計画）					
愛知県	第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画			第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画			第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画					
豊田市	第5次障がい者ライフサポートプラン（障がい者計画）						第6次障がい者ライフサポートプラン（障がい者計画）					
	第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画			第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画			第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画					

障がい者数の推移と展望

- 身体障がい者手帳所持者数は若干減少傾向にあるものの、このほかは増加傾向。今後も同様の傾向が続くものと推測。



第6次プラン策定の背景

国の動向（第5次プラン策定以降）

●法整備・制度改正の状況

令和3年	障害者差別解消法改正（合理的配慮の完全義務化）＊令和6年施行 医療的ケア児支援法制定
令和4年	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策法制定 精神保健福祉法改正（地域生活への移行支援等）＊令和6年施行
令和7年	手話施策推進法制定 高次脳機能障害者支援法制定 ＊令和8年施行
令和8年	障がい者雇用率の引き上げ（7月～）

●基本指針（令和8年3月）の理念

①障がい者の自己決定の尊重と意思決定の支援
②障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等
③入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
④地域共生社会の実現に向けた取り組み
⑤障がい児の健やかな育成のための発達支援
⑥障害者の社会参加を支える取組定着

●基本指針（令和8年3月）の成果目標 ＊下線は前期からの変更点

①福祉施設の入所者の地域生活への移行
・施設入所から地域生活への移行者数 → 令和7年度末時点の施設入所者数の6%以上
・施設入所者数 → 令和7年度末時点の施設入所者数から5%以上削減
②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 ※愛知県が設定
③福祉施設から一般就労への移行等《拡充》
・就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数 → 令和6年度実績の <u>1.31 倍以上</u> （←1.28 倍以上） ※就労移行支援：1.14 倍以上、就労継続支援A型： <u>1.52 倍以上</u> 、 就労継続支援B型： <u>1.67 倍以上</u>
・就労移行支援事業利用終了者の一般就労率 → 就労移行支援事業所のうち、一般就労率が5割以上の事業所が全体の5割以上

③福祉施設から一般就労への移行等《拡充》※つづき ・ 就労定着支援事業の利用者数 → 令和6年度実績の <u>1.47 倍以上</u> (←1.41 倍以上) ・ 就労定着支援事業の就労定着率 → 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所が全体の25%以上 ・ 就労選択支援事業所の設置 → <u>協議会設置圏域ごとに就労選択支援事業所を1カ所以上設置</u> ・ 就労選択支援事業の利用者数 → <u>就労選択支援事業の利用者数を（全国で）82,000人以上</u>
④障害児支援の提供体制の整備等《拡充》 ・ 児童発達支援センターの地域のインクルージョン推進の中核としての機能等を確保 ・ <u>地域においてインクルージョンを推進するための協議の場の設置</u> ・ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援・放課後等デイサービス事業所を1カ所以上確保 ・ 医療的ケア児等を支援するための協議の場の設置及びコーディネーターの配置 ・ <u>障害児等への伴走的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保</u>
⑤地域生活支援の充実 ・ 地域生活支援拠点等の機能の充実（支援体制及び緊急時の連絡体制の構築、年1回以上の運用状況の検証及び検討） ・ 強度行動障害者の状況や支援ニーズを把握し、支援体制を整備
⑥相談支援体制の充実・強化等《拡充》 ・ 基幹相談支援センターの設置、地域サービス基盤の開発・改善等を行う体制の確保 ・ <u>セルフプランに関する分析等を行い、のぞまないセルフプランを解消</u>
⑦障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上《新設》 ※愛知県が設定
⑧障害福祉サービス等の質の向上に係る体制の構築 ・ サービスの質向上のための体制を構築 ・ <u>情報公表制度における管内事業所の公表率及び更新率（毎年度1回）：100%</u>

市の動向（第5次プラン策定以降）

- 令和3年4月に「豊田市地域共生社会の実現に向けた相互理解の促進及び意思疎通の円滑化に関する条例」（相互理解と意思疎通に関する条例）を施行し、すべての関係者による要配慮者に関する相互理解と意思疎通の円滑化を推進。
- 令和5年10月に「地域共生社会推進全国サミット」を開催し、豊田市がめざす地域共生社会の姿を「とよた宣言」として発信、この理念を令和8年3月に策定した「第3次豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画」に継承。
- 「第3次豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画」と一体的に「豊田市権利擁護支援推進計画・成年後見制度利用促進計画」を策定し、障がい者を含む、身寄りを頼ることができない方への権利擁護支援を推進。

第6次プラン策定に向けた課題の整理

背景からの課題設定

①障がい者への配慮の促進

←障害者差別解消法改正（合理的配慮の完全義務化）

②あらゆる障がいへの支援に向けた体制整備

←医療的ケア児支援法制定、高次脳機能障害者支援法制定

③精神障がい者等の地域包括ケアの推進

←精神保健福祉法改正（地域生活への移行支援等）

④相互理解の促進、意思疎通の円滑化

←手話施策推進法制定、相互理解と意思疎通に関する条例施行

⑤障がい者の一般就労の促進

←障がい者雇用率の引き上げ、基本指針（福祉施設から一般就労への移行等）

⑥地域のこども園での受入体制の充実

←基本指針（障害児支援の提供体制の整備等）

⑦権利擁護支援の推進

←「豊田市権利擁護支援推進計画・成年後見制度利用促進計画」等

⑧その他

- ・障がい者の文化・スポーツ活動の推進 ← 東京パラリンピック（令和3年）
- ・防災対策の推進 ← 能登半島地震・豪雨災害（令和6年）

実態調査結果からの課題設定

●障がい者が地域のなかで自分らしく、安心して暮らしていくためには、「障がい者が暮らしやすい住宅の整備」、「障がいに応じた情報提供や相談体制の充実」、「デイサービスなど日中活動サービスの充実」が必要とされている。

●障がい者の不安を解消していくためには、「生涯、安心して住めるところの確保」や「いざというときの相談先の確保」、「希望どおり受けられるようなサービスの提供」が必要とされている。

①安心して暮らせる住まいの確保

②安心して頼れる相談・支援体制の確保

③安定した日常生活・社会生活を送るためのサービスの提供

①安心して暮らせる住まいの確保

- ・障がい者に現在の住まいと今後の希望の住まいについてたずねたところ、「一人暮らし」と「グループホーム」がやや増加。
- ・今後5年以内に「グループホーム」への入所を希望している人の割合から、今後5年間の「グループホーム」の新規利用者を推計すると、年間3棟ずつグループホームの整備が必要と試算。
- ・市内の事業者に、今後3年ほどの間にグループホームを開設する意向があるかたずねたところ、年間3～4棟のグループホームの整備を希望。
- ・障がい者の希望どおりにサービスを提供するには、年間3棟の整備が必要で、このうち、事業者単独での整備を1棟促進するとしても、市として2棟の整備（支援）が必要。

②安心して頼れる相談・支援体制の確保

- ・主な介護者が急病などにより、突然介護ができなくなった場合、ほかに介護を頼める人がいるかたずねたところ、「介護を頼める人がいる」は30%程度にとどまり、緊急時等に何らかの支援が必要となる可能性がある人が相当数いるものと想定。
- ・豊田市では、そうした場合でも適切なサービス提供等を行うことにより、障がい者が安心して暮らし続けられるよう取り組み（「地域生活支援拠点整備事業」）を進めているが、その中でも「親なき後」などに備えた計画相談」が特に必要とされている。
- ・市内で事業所の増加が進まないサービスについてたずねたところ、「計画相談・障がい児相談支援」が全サービスの中で最も高く、「親なき後」などに備えた計画相談」の実施は容易ではない状況と推察。
- ・事業所の増加に効果的と思われる対策として、「計画相談・障がい児相談支援事業所」では、「申請書の提出を電子化するなど手続きの負担を軽減する」が最も高く、先進的なデジタル技術の活用促進が必要。

③安定した日常生活・社会生活を送るためのサービスの提供

- ・安定した日常生活・社会生活を送るためには、生活費が欠かせないが、障がい者の生活費は、自身の「給与・賃金・工賃」（36%程度）が最も高くなり、「（一般）就労している」人の割合が直近6年間で13%程度上昇。
- ・どのような働き方を望むかたずねたところ、「生活に必要な収入を得たい」（32%程度）が「給料が少なくても、無理のない範囲で働きたい」よりも6ポイント程度高い。
- ・生活費として、「豊田市在宅重度障がい者手当」、「豊田市心身障がい者扶助料」、「豊田市難病患者支援金」などの市からの経済的支援は、数%程度と非常に低い。
- ・個別給付（直接的支援）からミライに向けた基盤への投資（間接的支援）への転換について検討が必要。

第6次プランの基本理念と基本目標の設定

基本理念

- 第5次プランにおいては、「**障がいのある人もない人も分け隔てなく誰もが安心して自分らしく生きられる地域共生社会の実現**」を基本理念に設定し、障がいの有無や程度にかかわらず誰もが、住み慣れた地域で安心して生活できる環境整備と自らが望む生き方を選択でき、自分らしく活躍できる環境整備を推進。
- 豊田市の障がい福祉施策全般の取り組みを評価するための総合指標として、障がい者における豊田市の暮らしやすさを掲げたところ、「とても暮らしやすいまちだと思う」「どちらかと言えば暮らしやすいまちだと思う」と回答した割合の合計は62.2%と若干向上した。
- この間の新型コロナウイルスの感染拡大や物価高等の経済状況を勘案すると、社会経済情勢が厳しい中、目標を維持できたことに一定の評価はできるが、今後、これを向上させるためには、引き続き、この基本理念のもと、施策を着実に推進していくことが必要。
- ただし、「親亡きあと」への対応は、一層深刻さを増し、非常に重要な課題であることから、第6次プランの基本理念に「生涯」という時間の概念を盛り込む。
- また、令和5年10月の「地域共生社会推進全国サミット」において「とよた宣言」を行い、豊田市における福祉に関する基盤計画である「第3次豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画」（令和8年3月策定）にその理念を継承。
- あらゆる主体が多様な価値観を認め合い、参加し、「つながり合う」ことを通し、「地域共生社会」に向けた様々な参加と実践を進めることを確認し合った「とよた宣言」の理念を継承することとし、基本理念に「ともにつながり合い」という観点も盛り込む。

**障がいのある人もない人も ともにつながり合い
生涯安心して自分らしく生きられる
地域共生社会の実現**

基本目標

- 第5次プランにおいては、「障がいのある人もない人も分け隔てなく誰もが安心して自分らしく生きられる地域共生社会の実現」を基本理念に掲げ、この実現に向け、次の3つの基本目標を設定。

- 1 誰もが暮らしやすいまちづくり
- 2 安心して生活できるまちづくり
- 3 自分らしく活躍できるまちづくり

- 第6次プランにおいても、引き続き、これらの基本目標を継承しつつ、「第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画」における基本目標（1. 認め・支え合う地域づくり、2. 参加・活躍の機会づくり、3. 安心を得られる支援の充実）を踏まえ、以下のとおり設定。

1 誰もが認め、支え合えるまちづくり

- ◇ 障がいに関する理解が進み、差別や偏見がなく、合理的配慮が提供され、支え合えるまち
- ◇ 誰もが互いに認め合い円滑な意思疎通ができるまち

2 安心して生活できるまちづくり

- ◇ 充実した相談体制や障がい福祉サービス等の提供体制が整っているまち
- ◇ 災害時等の緊急時に安心した生活や障がい福祉サービス等の提供が受けられるまち

3 自分らしく参加・活躍できるまちづくり

- ◇ 自ら希望する教育や保育、仕事等を選択することができるまち
- ◇ 文化活動やスポーツなど生涯にわたり地域で参加・活躍することができるまち

第6次プランの施策の概要

施策分野

- 第5次プランにおいては、国の「第5次障がい者基本計画」における施策分野を基本としつつ、相互理解と意思疎通に関する条例の制定など、豊田市の実情に応じて9つの施策分野を設定。
- 第6次プランにおいても、引き続き、9つの施策分野を継承しつつ、方向性を整理。

1 まちと心のバリアフリー	・障がいに関する啓発活動等を通じて、まちや心にある社会的障壁等の解消を進め、配慮があり、障がい者にとって暮らしやすい生活環境づくりを推進。
2 権利擁護・虐待防止	・障がい者の多様な相談を受け止め、総合的に対応できる体制を整え、包括的な支援を進めるとともに、意思や権利を守り、虐待を防止。
3 意思疎通支援・情報保障	・障がいの有無にかかわらず、円滑に意思疎通が図れるように、意思疎通に関する理解促進を進めるとともに、多様な意思疎通手段を利用する機会を確保。 ・行政等が発信する情報を得られる環境の整備を推進。
4 事業所整備・運営支援	・障がい者の日常生活及び社会生活の充実と介護者の負担軽減や親亡きあとの不安の解消を図るため、必要となる障がい福祉サービス事業所等の整備・運営に係る支援に取り組む。
5 保健・医療	・地域生活への移行を希望する精神障がい者など重度の障がい者が地域で安心して暮らすために、医療・福祉・住まい、社会参加などの包括的な支援体制を整備。 ・障がいの原因となる疾病等の予防や障がいの早期発見と治療に対する支援を推進。
6 防災・防犯	・自然災害や感染症の拡大など、緊急時における地域や障がい福祉サービス事業所等の防災体制を強化。 ・障がい者を狙った犯罪を防ぐため、防犯意識を醸成。
7 教育・保育・子育て	・自らが望む教育・保育環境等を選択できるように、地域におけるインクルージョンの推進を図るとともに、障がい児への療育支援を行い、地域における安心した子育て環境を整備。
8 就労・雇用	・障がい者の経済的・社会的自立に向けて、国と連携し、一般就労の促進を図るとともに、就労継続支援事業所等の物品等の販売促進に向けた支援を行い、工賃の向上を図る。
9 生涯活躍	・障がい者が生涯を豊かに過ごし、いきいきと活躍するため、文化活動やスポーツ等の実施及び鑑賞（観戦）の機会を提供。

重点施策と基本施策

- 第6次プランにおいては、「第6次プラン策定に向けた課題の整理」を踏まえ、重点施策分野（★）を設定。基本施策（○）のほか、重点施策分野については重点施策（◎）を設定し、取組の積極的な拡充を図る。

1 まちと心のバリアフリー（★）
◎ 障がい者への差別の解消と合理的配慮の促進
2 権利擁護・虐待防止
○ 権利擁護支援の推進
○ 重層的支援体制の推進
○ 障がい者虐待の防止
3 意思疎通支援・情報保障
○ 相互理解の促進、意思疎通の円滑化
○ 情報保障の環境整備
4 事業所整備・運営支援（★）
◎ あらゆる障がいへの支援に向けた体制整備
◎ 障がい者を支える担い手の確保・育成
◎ 安心して暮らせる居場所の確保
○ 介護者負担の軽減
5 保健・医療
○ 精神障がい者等の地域包括ケアの推進
○ 障がいの早期発見・治療に対する支援
6 防災・防犯
○ 防災・感染症対策の推進
○ 防犯対策の推進
7 教育・保育・子育て
○ 地域のこども園での受入体制の充実
○ インクルーシブ教育システムの構築の推進
○ 障がい児支援の充実
8 就労・雇用（★）
◎ 障がい者の一般就労の促進
○ 就労継続支援事業所等の工賃の向上
9 生涯活躍
○ 障がい者の文化・スポーツ活動の推進

第6次プランの評価

- 第6次プランは、評価を以下の3つの階層に分けて実施。定量的指標に加えて具体的なエピソードを収集し、質的変化の確認を評価に盛り込む。

①総合アウトカム（地域の状態）の評価

総合指標を設定し、基本目標の達成状況を総合的に評価。

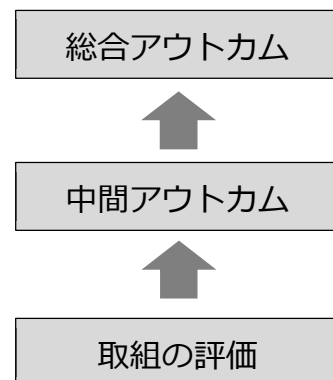
②中間アウトカムの評価

9つの施策分野ごとに評価指標を設定。加えて、エピソードを活用して変化の質・過程を含め総合的に評価。

※ エピソードの収集は、豊田市包括的な支援体制整備計画・重層的支援体制整備事業実施計画における取組・事例収集と合わせて実施

③取組の評価

毎年、取組ごとに各事業のアウトプット指標を活用した進捗評価を実施。



総合アウトカム指標

- 基本目標の達成状況を評価する総合アウトカム指標として、以下を設定。

※は実態調査により把握

指標	第5次基準値 (令和2年)	第5次実績値 (令和7年)	第6次目標 (目指す方向)
「とても暮らしやすいまちだと思う」 「どちらかと言えば暮らしやすいまちだ と思う」と回答した障がい者の割合 ※	60.1%	<u>62.2%</u>	↗
障がい者にとって、豊田市が「とても 暮らしやすいまちだと思う」「どちらか と言えば暮らしやすいまちだと思う」 と回答した市民の割合(市民意識調査)	37.8%	<u>55.1%</u>	↗

中間アウトカム指標

- 中間アウトカム評価に係る指標として、施策分野ごとにそれぞれの進捗状況を把握し推進や改善等に活用するための成果指標を設定。また、これに加えて個人や団体のエピソードを収集し、施策による質的変化を評価。

※は実態調査により把握

施策分野			
指 標 案	第 5 次基準値 (令和元年)	第 5 次実績値 (令和 7 年)	第 6 次目標 (目指す方向)
1 まちと心のバリアフリー			
障がい福祉について関心がある（「非常に関心がある」＋「ある程度関心がある」）市民の割合 ※	53.8%	41.4%	↗
2 権利擁護・虐待防止			
豊田市が「病気や障がいがあったり、ことばの違いがあっても、自分自身の思い（意思）を大切にされるまち」と回答した障がい者の割合 ※	－	55.8%	↗
3 意思疎通支援・情報保障			
意思疎通に困る機会がある（「よくある」＋「時々ある」）障がい者の割合 ※	34.0%	36.0%	↗
4 事業所整備・運営支援			
強度行動障がい者又は医療的ケアが必要な人の受入れを行う事業所数（①生活介護、②共同生活援助）	－	①42 か所 ②17 か所	↗
直近 6 か月間で、利用者からの依頼に対し、受入（サービス提供）できなかったことがある事業所の割合 ※	55.2%	50.0%	↗
グループホームの定員数	261 人	387 人	↗
5 保健・医療			
1 年以上の医療保護入院者数（5 年間の平均値）	－	165 人 (令和 3～7 年度)	↗
6 防災・防犯			
福祉避難所の指定	－	－	指定
7 教育・保育・子育て			
指導主事・特別支援教育アドバイザー・スクールソーシャルワーカーによる学校支援実施校数	－	94 校	↗
保育又は子育て関連指標を調整中	－	－	－
8 就労・雇用			
生活費として給与・賃金・工賃を得ている障がい者の割合 ※	－	36.3%	↗
9 生涯活躍			
文化・芸術活動を行う障がい者の割合 ※	－	10.4%	↗
スポーツ・レクリエーション活動を行う障がい者の割合 ※	－	19.9%	↗

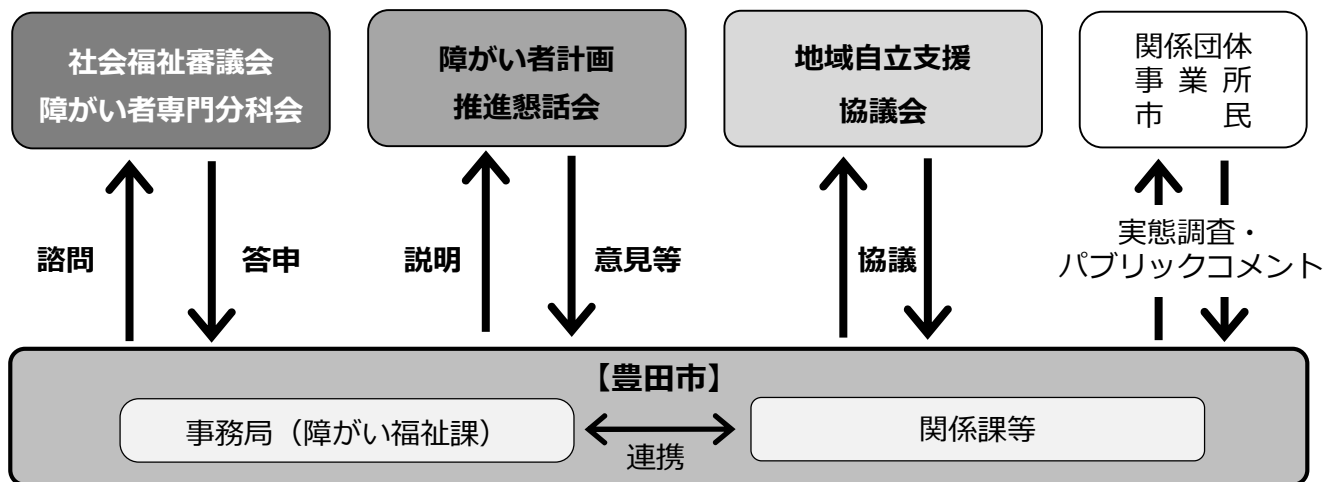
(参考) 第5次プランの成果指標の検証

※は実態調査により把握

施策分野			
指 標	第5次基準値 (令和元年)	第5次実績値 (令和7年)	評 価
1 まちと心のバリアフリー			
障がい福祉について関心がある(「非常に関心がある」+「ある程度関心がある」)市民の割合 ※	53.8%	41.4%	× (低下)
2 権利擁護・虐待防止			
総合相談窓口への相談件数 (①実件数、②延べ件数)	① 516 件 ② 1,684 件	① 1,142 件 ② 7,126 件	○
3 意思疎通支援・情報保障			
意思疎通に困る機会がある(「よくある」+「時々ある」)障がい者の割合 ※	34.0%	36.0%	△ (変化なし)
4 事業所整備・運営支援			
強度行動障がい者の受入れを行う事業所数(①生活介護、②共同生活援助)	① 29 か所 ② 7 か所	① 39 か所 ② 16 か所	○
医療的ケアが必要な人の受入れを行う事業所数(①生活介護、②共同生活援助)	① 12 か所 ② 3 か所	① 20 か所 ② 4 か所	○
5 保健・医療			
1年以上の医療保護入院者数	140 人	163 人	×
6 防災・防犯			
障がい福祉サービス事業所の BCP 策定率(①震災時、②風水害時)	① 10.4% ② 7.5%	① 32.3% ② 24.0% (R4 実績)	○
7 教育・保育・子育て			
医ケア児等をニーズに応じて受け入れた地域のこども園の数	—	3 か所 (3 名)	○
8 就労・雇用			
障がい福祉サービス等を通じて一般就労した障がい者の数	64 人	75 人	○
9 生涯活躍			
文化・芸術活動を行う障がい者の割合 ※	—	10.4%	—
スポーツ・レクリエーション活動を行う障がい者の割合 ※	—	19.9%	—

第6次プランの策定に向けて

策定体制



今後の策定スケジュール

年 月	内 容
令和8年 8～9月	社会福祉審議会障がい者専門分科会 障がい者計画推進懇話会 ・第6次豊田市障がい者ライフサポートプラン（骨子案）について
10月・11月	社会福祉審議会障がい者専門分科会 障がい者計画推進懇話会 ・第6次豊田市障がい者ライフサポートプラン（素案）について
12月～ 令和9年 1月	パブリックコメント ・第6次豊田市障がい者ライフサポートプラン（案）について 愛知県への意見聴取 ※第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画（案）のみ
2～3月	社会福祉審議会障がい者専門分科会 障がい者計画推進懇話会 地域自立支援協議会 ・第6次豊田市障がい者ライフサポートプラン（最終案）について